

日 本 電 線 工 業 会 規 格

J C S

屋内配線用ユニットケーブル

JCS 4398 : 2025

無断複写禁止

Unauthorized Duplication/Copying is Strictly Prohibited

(一社) 日本電線工業会

2025年10月 改正

一般社団法人 日本電線工業会

まえがき

この規格は、日本電線工業会規格管理規程に基づいて制定した団体規格である。

この規格の適用は、知的財産権に関わるか否かの確認を含めて、製品の生産者又は規格の利用者の責任において行われなければならない。

この規格は、日本電線工業会 産業用電線・ケーブル専門委員会の審議によって改正したものであり 2025 年 10 月 31 日から発効し、発効の日から少なくとも 5 年を経過するまでに日本電線工業会の専門委員会の審議に付され、速やかにこれを確認し、継続、改正又は廃止の処置がなされる。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語の定義	1
4 記号	1
5 特性	2
6 材料, 構造及び加工方法	3
6.1 回路構成	3
6.2 ケーブル及び接地線	3
6.3 結線部	3
7 試験方法	3
7.1 外観	4
7.2 構造	4
7.3 回路	4
7.4 耐電圧	4
7.5 絶縁抵抗	4
7.6 ヒートサイクル	4
7.7 モールド部の強度	4
7.8 難燃	5
7.9 モールド用ビニル	5
7.10 モールド用熱硬化性樹脂	5
7.11 容器用合成樹脂	5
7.12 絶縁用チューブ	5
8 検査	6
9 包装	6
10 包装の表示	6
解説	7

屋内配線用ユニットケーブル

600 V united cables for branch-circuits

1 適用範囲

この規格は、600 V 以下の屋内配線のうち、分岐過電流遮断器より負荷及び配線器具に至るまでの分岐回路（以下、回路という。）に使用するケーブルを所定の長さで所要本数を接続し、結線部に電氣的及び機械的に優れたモールド加工を工場で施した屋内配線用ユニットケーブル（以下、ユニットケーブルという。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の一部を構成する。以下の引用規格は、その最新版（追補版を含む）を適用する。

- JIS C 2806 銅線用裸圧着スリーブ
- JIS C 2810 屋内配線用電線コネクタ通則
- JIS C 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法
- JIS C 3307 600 V ビニル絶縁電線（IV）
- JIS C 3342 600 V ビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）
- JIS K 6723 軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド

3 用語の定義

この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- a) **結線部** 複数のケーブルの導体を接続して回路を構成した部分
- b) **コネクタ・スリーブ** 導体相互の接続を行う器材
- c) **溶接** 接合部が連続性をもつように熱、圧力又はその両方を加え、必要によって適切な溶加剤を加えて、部材を接続させる方法
- d) **モールド部**
 - 1) 結線部を塩化ビニルを主体としたモールド用樹脂によって射出成形し、絶縁処理を施した部分
 - 2) 結線部を合成樹脂製容器に収納し、熱硬化性樹脂を充填し、絶縁処理を施した部分

4 記号

記号は UB とする。